

12 社会福祉法人 恵光会 「グループホーム 光の丘」

運営規程

地域密着型認知症対応型共同生活介護事業所 及び

地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護

第一条（目的）

この規定は社会福祉法人恵光会が設置運営する地域密着型認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第二条（事業の目的）

社会福祉法人恵光会が開設する地域密着型認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の従業員が要介護状態にある認知症高齢者（以下「要介護者」という）に対して、地域密着型認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護サービス」という）を提供することを目的とする。

第三条（運営の方針）

「人間の尊厳を大切に生きて頂きたい」という考えのもとで、ご入居者様主体の環境整備生活の質の向上を目的とした様々なサービスを提供する。

「地域住民の一人としてその人らしく暮らし続けられる支援します」

第四条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

事業者 社会福祉法人 恵光会

名称 グループホーム 光の丘

所在地 福岡市南区若久団地9番1号

第五条（人員及び職員の主な職務内容）

管理者（兼務） 1名

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。

計画作成担当者（兼務） 2名（介護支援専門員）

計画作成担当者は介護サービス利用に関する認知症対応型共同生活介護計画書（以下「介護計画」という）を作成しその同意を得る。（介護サービスの実施状況を把握した上で、必要に応じてその変更も行う。）又、その介護計画・サービス等の記録をし、必要に応じて情報を開示する事が出来る状態でその記録の保管を行う。

看護職員 1名以上

看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、健康管理及び保健衛生業務を行う。

介護職員（常勤） 11名以上

介護職員は介護計画に基づいた介護サービスの提供及び日常の共同生活に必要な環境の整備等を行う。

第六条（利用定員）

利用定員は18名とする。

第七条（地域密着型認知症対応型共同生活介護の主な内容）

地域密着型認知症対応型共同生活介護の主な内容は次のとおりとする。

介護サービス

生活援助（家事 配膳下膳等・居室の環境整備 清掃・洗濯等）

身体介護（摂食・移動・誘導・オムツ交換・入浴・更衣等）

食事サービス

1日3食（食事時間の制限無し）

健康・衛生サービス

朝・夕の検温・検脈・血圧測定

定期受診（協力医療機関による）

整髪・髭剃等

共同設備品（リネン類）・共同使用食器等の消毒

第八条（介護計画の作成）

- 1 地域密着型認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に地域密着型認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画という）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、その同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

第九条（地域密着型認知症対応型共同生活介護の利用料）

- 1 地域密着型認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、法定代理受領分（介護報酬額の1割から3割）とする。
- 2 前項のほか
 - ① 食・材料費 1日あたり1,728円
 - ② 理美容代 実費負担
 - ③ おむつ代 実費負担、オムツ助成制度利用
 - ④ 前項に掲げるものの他に、日常生活上必要なものにかかわる費用 実費負担

第十条（入居にあたっての留意事項）

利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会などを侵害してはならない。

入居にあたって、管理者又は計画作成担当者が事前に、医師（かかりつけ医）の診断書に基づき、利用者の要介護度・認知症状態を面談の上、確認し入居の判断を行う。又その際入居者の生活歴・病歴等を家族又はその代理人に確認し記録を行う。

上記のほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書・入居案内に明記し、利用者及びその家族・代理人に説明し、同意を得るものとする。

第十一条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付の窓口・担当者を設置し事実関係の調査・改善措置を行う。又、利用者及び家族に対する説明、記録の整備

等の必要な措置を講ずるものとする。

第十二条（損害賠償）

- 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害の賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第十三条（衛生管理）

地域密着型認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

第十四条（非常災害対策）

非常災害時に備え、防災・消防に関する訓練を行う。防火管理上の設備（消火器・避難誘導板等）の設置及びその仕様・保守管理を行う。

地域住民（町内会・防犯組合・自治会・老人クラブ）・消防署・警察署との連携をとり、必要に応じて講習会等に参加し防災・防犯に努める。

第十五条（その他の事項）

- 1 当事業所は優良な介護サービスが提供できるよう適切な人員配置・勤務体制を整備する。
- 2 従業員に対して定期的な研修を行うとともに、外部の研修に参加し、その内容を検討しサービスを向上させる。又積極的に外部の評価等を受け入れ、事業所全体の資質向上に努める。常に、進歩の為の勉学、研鑽続け公共性を重視し、地域の貢献を図る。

- 3 事業所の職員は業務上知り得た利用者又はその家族・代理人の秘密を保持する。(職員の雇用契約に際して退職後もこれらの秘密保持について遵守することを条件とする。)

第十六条 (身体拘束)

- 1 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行う。

付 則 この規定は令和元年 11 月 1 日から施行する。